

船舶インシデント調査報告書

平成22年4月22日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 山本 哲 也
 委員 根本 美 奈

インシデント種類	運航不能（機関損傷）
発生日時	平成20年11月29日 04時00分ごろ
発生場所	北海道根室市落石漁港北東方沖3.5海里付近 （概位 北緯43°13′ 東経145°35′）
インシデント調査の経過	平成21年1月9日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第六十五永昌丸、165トン 118602、永昌漁業株式会社 31.82m (Lr) × 7.40m × 4.65m、鋼 ディーゼル機関、1,029kW、昭和54年9月12日
乗組員等に関する情報	船長 男性 35歳 四級海技士（航海） 免許年月日 平成12年10月2日 免状交付年月日 平成17年6月24日 免状有効期間満了日 平成22年10月1日 機関長 男性 47歳 四級海技士（機関） 免許年月日 平成10年7月6日 免状交付年月日 平成19年8月28日 免状有効期間満了日 平成25年7月5日
死傷者等	なし
損傷	主機6番シリンダのシリンダライナ及びピストン損傷
インシデントの経過	本船は、平成20年11月29日03時40分ごろ、船長及び機関長ほか12人が乗り組み、根室市花咲港を出港し、根室市落石漁港北東方沖を航行中、04時00分ごろ、主機の回転数が低下した。 船長は、直ちに主機を停止し、機関長が主機の点検を行ったところ、6番シリンダのシリンダライナとピストンの焼付きが発見されたため、自力航行は不能と判断して船長が救援を依頼した。 本船は、来援した僚船にえい航されて花咲港に入港した。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北、風速 7.5m/s 海象：平穏
その他の事項	本インシデント発生時、冷却清水温度上昇警報装置及び潤滑油圧力低下警報装置は、作動しなかった。 6番シリンダを開放したところ、シリンダヘッド及びピストンの燃焼面

	<p>に損傷はなかったが、シリンダライナとピストンの^{しゅうどう}摺動面に焼損、縦傷及び変色が認められた。</p> <p>毎年実施されているピストン抜き整備並びに毎月実施されているピストン及びシリンダライナの目視点検において、シリンダライナ及びピストンに異常はなかった。</p> <p>本インシデント前、花咲港を出港後、急激な主機の回転数上昇と、可変ピッチプロペラの翼角操作が行われた。</p> <p>本インシデント当時、操船していたのは、乗組員であったが、船長は、主機及び翼角の操作方法を確認していなかった。</p> <p>機関長は、主機及び翼角の操作方法について、船長に説明を行っていた。</p>	
分析	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>なし</p> <p>本船は、花咲港を出港する際には、主機に異常はなかったものと考えられる。</p> <p>本船は、落石漁港北東方沖を航行中、急激な主機の回転数上昇と、可変ピッチプロペラの翼角操作が行われたことから、ピストンとシリンダライナが不同膨張を起こして焼き付いた可能性があると考えられる。</p> <p>急激な主機の回転数上昇と、可変ピッチプロペラの翼角操作が行われたことについては、操作を行った乗組員から口述を聴取することができなかったため、その理由を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本インシデントは、本船が、落石漁港北東方沖を航行中、急激な主機の回転数上昇と、可変ピッチプロペラの翼角操作が行われたため、ピストンとシリンダライナが不同膨張を起こして焼き付いたことにより発生した可能性があると考えられる。</p>	